



Sompo Japan
Nipponkoa

全国税理士共栄会会員の皆さまへ

全国税理士共栄会

正会員・準会員用

病気やケガに備える「医療補償」に必要なオプションをプラスして

先進医療が月々たった20円

弁護士費用
通算**300万円**限度
(弁護士委任費用保険金)
補償
個人賠償責任
最高**1億円**補償

先進医療に
かかる費用を
最高**500万円**
補償

三大疾病と
診断されたら
100万円
お支払い

がんの場合は、
上乗せ
100万円
お支払い
(がん診断保険金)

安心 さらに アップ!

(注)「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)

弁護士費用補償

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。国内補償*

(対象となる法的トラブル) ……①被害事故 ②人格権侵害 ③借地・借家 ④遺産分割調停 ⑤離婚調停

①法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

- 保険金額 (保険期間1年間につき) 通算 **10万円** 限度
- お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 - 自己負担額 (免責金額) **1,000円**

②弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

- 保険金額 (保険期間1年間につき) 通算 **300万円** 限度
- お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 **10%**)

*日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

! いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパン日本興亜の事前の同意が必要となります。

お支払い事例 (被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足いく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払い額
1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **50万円**

着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士委任費用保険金のお支払い額
50万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **45万円**

合計 45万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

VIP大型総合保障制度

新・団体医療保険

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険)

団体割引
30%

保険期間：平成29年3月1日午後4時～平成30年3月1日午後4時
中途加入は、随時受付しております。

資料請求は今すぐ!
裏面FAXシートどうぞ

新・団体医療保険 FAX連絡書

ご相談事項 該当箇所には☑を お付けください。	<input type="checkbox"/> 加入を検討したい				
	<input type="checkbox"/> 電話で詳しく説明を聞きたい (月 日 午前・午後 時頃) ※午前9時から午後5時の間にてご設定ください。				
	<input type="checkbox"/> 詳しい資料が欲しい <input type="checkbox"/> その他 ()				
フリガナ			税理士の先生のみ ご記入ください。	税理士会名	支部名
ご氏名					
ご住所	〒				
ご連絡先	ご自宅	TEL. () -	勤務先	TEL. () -	
		FAX. () -		FAX. () -	

※上記にご記入いただいた事項は、保険商品や保険に関する各種ご案内に利用させていただきます。なお、ご案内を作成するために必要な範囲内で、ご記入いただいた事項を、損害保険ジャパン日本興亜株式会社に提供することがありますので、ご同意のうえご記入ください。

基本補償を選ぶ。オプション[先進医療・三大疾病診断・がん上乘せ・弁護士費用・個人賠償責任]を プラスする。それだけで、あなた仕様のムリ・ムラの無い医療補償ができてあがります。

MAかMBの基本補償を
どちらか選択します。(保険期間1年、団体割引30%、手術保険金倍率変更特約および
重大手術保険金倍率変更特約、天災危険補償特約セット)

C~Gのオプションを任意に選択します。
(1つでも2つでも3つでも4つでも※F・Gはどちらか) 基本補償のみでも
ご加入になれます。

補償内容	基本補償		オプション					
	MA	MB	C	D	E	F(または)G		
病気・ケガで入院されたとき [疾病入院保険金] 1回の入院120日限度、 通算支払限度1,000日 [傷害入院保険金] 1事故120日限度	入院初日から 1日につき 5,000円	入院初日から 1日につき 5,000円	先進医療等 費用補償 特約 500万円	三大疾病 診断保険金 支払特約 100万円	がん補償 上乘せバック がん診断保険金 100万円 がん入院保険金日額 10,000円 がん手術保険金 (重大手術 の場合 (入院時) 20万円 (外来時) 5万円 がん外来治療保険金日額 5,000円 がん退院一時金 10万円	弁護士費用 補償 法律相談費用 (自己負担額1,000円) 通算 10万円 限度 弁護士委任費用 (自己負担割合10%) 通算 300万円 限度 個人賠償 責任補償 1回の事故 につき 1億円 限度		
病気・ケガで所定の 手術を受けられたとき [疾病手術保険金] [傷害手術保険金]	20万円 10万円 2.5万円	20万円 10万円 2.5万円			+	+	690円	610円
病気・ケガで通院されたとき [疾病退院後通院保険金] 90日限度、継続して4日を超える入院で 退院後に通院の場合 [傷害通院保険金] 90日限度、入院を伴わない場合でも対象	—	1日につき 3,000円						
月額保険料 団体割引 30% ※合計保険料は基本 補償を1口加 入として試算し ています。	満年齢 ~24歳 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 55~59歳 60~64歳 65~69歳 70~74歳 ※ 75~79歳 ※	MA 590円 740円 850円 900円 950円 1,120円 1,390円 1,910円 2,520円 3,590円 5,260円 6,950円	MB 1,150円 1,300円 1,410円 1,480円 1,550円 1,720円 2,020円 2,640円 3,320円 4,500円 6,280円 8,160円	+	C 20円 20円 20円 20円 20円 20円 20円 20円 20円 20円 20円 20円 20円	D 20円 80円 150円 260円 450円 730円 1,080円 1,640円 2,380円 3,260円 4,680円 6,080円	E 140円 150円 260円 380円 550円 1,010円 1,650円 2,350円 3,310円 4,850円 6,080円 7,090円	F(または)G 690円 610円

※満70~74歳、満75~79歳は正会員のみご加入いただけます。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●幹事代理店(全国税理士共栄会指定代理店)

株式会社日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29F
 TEL03-5323-2111 : FAX03-5323-2123
 (受付時間:平日の午前9時から午後5時半まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第二課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL03-3349-5402:FAX03-6388-0161
 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (ナビダイヤル)0570-022808(通話料有料) IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)
 ●事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
 【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)

●取扱代理店

・このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 ・加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方)にもこのチラシに記載した内容をお伝えください。
 ・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。